

山口市成年後見制度利用支援事業について（案）

(1) 成年後見制度利用支援事業の概要

■山口市成年後見制度利用支援事業について(山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱から抜粋)

成年後見制度の利用促進を図るとともに、市内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、市長が行う審判の請求について、必要な事項を定める。

【事業内容】

(1)市長による審判の請求(要綱第4条)

★市長が審判請求できる場合

①～④に該当し、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求するべきと判断したとき

①対象者に配偶者及び四親等内の親族(以下「親族等」という。)がない場合

②対象者の親族等が文書により、自らが申し立てしないことを申し立てた場合

③親族等があっても虐待等の事実等がある場合

④親族等の調査をする暇がないと判断したときで、明らかに審判請求をするべき場合

(2)成年後見制度の利用に係る費用の助成(要綱第9条)

★報酬助成の対象

①生活保護受給者

②資産・収入等の状況から、第1号(生活保護受給者)に準じると認められる者

→資産、預貯金等がなく、成年後見人等の報酬の全部又は一部について助成を受けなければ法定後見の利用が困難な者、これに準じ、市長が必要があると認める者(成年後見制度利用支援事業報酬助成要領第2条)

※親族が対象者の成年後見人等に就任する場合は、助成の対象としない。(要領第3条)

★報酬助成の上限額(要領第4条)

対象者の生活場所が ①在宅の場合:月額28,000円 ②施設の場合:月額18,000円

(3)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動(要綱第2条及び第3条)

(2) 成年後見制度利用支援事業の現状と課題

■現状と課題

(1) 関係機関との意見交換会(主な意見)

- ・申立費用、報酬費用が心配。報酬費用を負担しないといけないのではないかという不安がある。
- ・経済基盤が弱い方等、困難案件になればなるほど、候補者を見つけにくい。
- ・申立後の報酬費用を負担できない人について、後見人の担い手の確保が困難。
- ・後見レベルと思われるが、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行できていないケースがある。
- ・制度が必要な人の親族等の理解が得られない。
- ・申立てができる親族がいても、申立書類の作成が困難であったり、申立費用が工面できず、申立てに踏み切れない事例がある。

(2) 報酬助成についてのアンケート実施

実施主体: 山口市 実施時期: 令和3年5月から6月 ・対象: 県内13市

【アンケート結果】

項目	内容
①報酬助成の対象となる申立人の範囲	・市長のみに限っている: 3市(山口市を含む) ・市長・本人・配偶者・親族・成年後見人等: 10市
②助成対象となる類型	・13市全てが全類型(後見・保佐・補助)を対象にしている。
③助成対象者の資力	・13市全てが生活保護受給者及び資産・預貯金等が少ない者を助成対象にしている。
④内規等の基準	・山口市を含む7市が「資産・預貯金等が少ない者」の基準を定めている。 ※山口市は、預貯金等の合計が50万円以下
⑤助成額の上限	・在宅28,000円、施設18,000円: 11市(山口市を含む) ・在宅20,000円、施設20,000円: 2市
⑥助成対象の住所要件 (報酬助成の対象者である成年被後見人等が住民票を異動した場合の対応)	・多くの市が生活保護の決定や入所措置をしているか、介護保険の保険者であるか等により判断しているが、市によって対象が異なっている。 ※山口市は、報酬助成(市長申立て)の対象者が転出した場合、引き続き報酬助成の対象となるが、他市町から報酬助成の対象者が転入した場合、報酬助成の対象とならない。
⑦監督人への報酬助成	・13市全てが対象にしていない。
⑧報酬助成件数(R2年度)	[I] 市長申立分: 0件(1市)、1~5件(9市)、6~10件(2市)、11件~15件(1市 ※山口市) [II] 市長申立以外分: 0件(6市※市長申立以外を対象にしない3市含む)、1~5件(6市)、6~10件(1市)

(3) 成年後見制度利用支援事業の今後の方向性

■今後の方向性

【課題】意見交換会、アンケート等から以下のとおり課題を整理している。

- ①申立費用や報酬費用の負担がネックとなって、成年後見制度の利用が望ましい方でも利用につながっていない。
また、山口市では報酬費用の助成を市長申立に限っており、改善の余地がある。

○厚労省平成20年10月24日付事務連絡

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申し立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

【事業例】

- ①申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
- ②成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動

- ②住所要件の対応が13市それぞれで異なっており、施設入所等による住所異動の際に市町間での調整に時間を要することがある。



【今後の方向性】

①については、本市において成年後見人等への報酬助成について、市長申立に限らず、助成対象を拡大する方向で令和3年10月を目途に実施できるよう、調整する。

②については、県内他市町が関係するので、県内の情報交換の場や要望等の場において、課題提起していくこととする。